明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(4)　その雇用する障害者の雇入れの日又は所定労働時間の延長、配置転換、業務内容の変更若しくは職場復帰（その障害により、一箇月以上の療養及びその職務開発その他職場への適応を促進するための措置（(5)及び(6)において「職場適応措置」という。）が必要とされた障害者が休職から復職することをいう。）の日の前日から起算して六箇月を経過する日までの間において、当該雇用する障害者の業務の遂行に関する必要な援助又は指導の業務を行わせるため、当該業務について相当程度の経験又は能力を有する者（次号ヘにおいて「職場支援員」という。）の配置、委嘱又は委託を行つた事業主であること。

(5)　その雇用する労働者のうち、その雇入れ後に、その障害により、一箇月以上の療養及び職場適応措置が必要とされた障害者（障害者雇用促進法第二条第一号に規定する障害者のうち、身体障害者若しくは精神障害者（発達障害のみを有するものを除く。）又は高次脳機能障害を有するもの若しくは難治性疾患を有するもの（身体障害者又は精神障害者を除く。）に限る。）の休職期間中又は復職の日から三箇月以内に当該障害者に対する職場適応措置を実施し、当該措置に係る障害者を継続して雇用している事業主であること。

(6)　その雇用する障害者（職場適応措置が初めて実施される日における年齢が四十五歳以上であつて、かつ、一般被保険者又は高年齢被保険者として十年以上雇用されている者に限る。）に対し、職場適応措置を実施し、当該職場適応措置に係る障害者を継続して雇用している事業主であること。

(7)　(1)から(6)までのいずれかの措置を講じた事業主であつて、その雇用する労働者に対し、障害者の就労の支援に関する知識を習得させる講習（その総時間数が一時間以上であるものに限る。次号リにおいて「障害者就労支援講習」という。）を受講させるものであること。

ハ　ロの措置を開始した日の前日から起算して六箇月前の日から一年を経過した日までの間（ニにおいて「基準期間」という。）において、当該措置に係る事業所の労働者を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

ニ　ロの措置に係る事業所に雇用されていた者であつて、基準期間に離職したもののうち、当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適切な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

ホ　ロの措置に係る事業所の労働者の離職状況及び当該措置に係る者に対する賃金の支払の状況等を明らかにする書類を整備している事業主であること。

二　次のイからリまでに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　前号ロ(1)の措置を講じた事業主　対象者一人につき、六万円（中小企業事業主にあつては、八万円）

ロ　前号ロ(2)(i)の措置を講じた事業主　対象者一人につき、三十万円（中小企業事業主にあつては、四十万円）

ハ　前号ロ(2)(ii)又は(iii)の措置を講じた事業主　対象者一人につき、十五万円（中小企業事業主にあつては、二十万円）

ニ　前号ロ(3)(i)の措置を講じた事業主　対象者一人につき、六十七万五千円（中小企業事業主にあつては、九十万円）

ホ　前号ロ(3)(ii)又は(iii)の措置を講じた事業主　対象者一人につき、三十三万円（中小企業事業主にあつては、四十五万円）